



介護施設等の集約・再編実施事業（R7～）

地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、大都市及び過疎地域等に所在する次の2つ以上の広域型施設が合築又は併設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、広域型・地域密着型サービス等の施設等が、2施設以上を統廃合するために必要な整備する事業を対象とする。

（対象施設等）

特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※いずれも定員規模は問わない。



（補助要件）

- 対象施設等が大都市※₁又は過疎地域等※₂に所在すること。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 当事業の実施後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 過疎地域等においてが当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の施設等が、都市再生特別措置法第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域等に立地すること。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※₁ 指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域（人口20万人以上を目安とする）

※₂ 離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）